

長野県革新懇ニュース

2025年6月号
発行日 6月10日
会費 2,000円
購読料 3,000円(送料込)
振替 00510-3-15971

307

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人: 山口光昭 編集長: 高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL: 026-234-1231 FAX: 026-234-2219 メール: mail@nagano-kakushinkon.com

==== 今号の主な記事 =====

- 1面 森清壽郎さんインタビュー
- 2面 1面続き、「松枯れ対策をめぐる諸問題」村山隆さん
- 3面 原村に「憲法9条」の碑、金平茂紀さん招き講演会
全国革新懇総会報告、読者の声、漢字パズル
- 4面 「雨よ降れ」「コスタリカ」憧憬 窪島誠一郎さん
「信州の大地と私たちの暮らし」花岡邦明さん
映画評論『教皇選挙』内山到さん

長野県革新懇

検索



1951年東京生まれ。1978年東京教育大学大学院理学研究科修士課程修了、信州大学理学部教務職員に採用、1983年理学博士(名古屋大学)、2017年信大を退職し、同年名誉教授・特任教授となり現在に至る。専門: 地球化学(安定同位体)

軍事研究に大きく踏み出す 学術会議解体法案にNOを！

もりきよ としろうさん
森清 壽郎さん

(信州大学名誉教授)

学術会議解体が はじめからの目的

Q 学術会議法案提出に至る経緯と問題点をお聞かせください。

国は、2015年に安全保障技術研究推進制度を発足させ、応募した研究者に防衛省から資金を出す制度を始めました。その制度に対して大学から、15年に58件、16年には23件、17年には22件の応募がありました。こうした中で学術会議が17年に、①装備開発という明確な軍事目的をもつて研究する、②防衛省職員による研究の進捗管理が行われる(学問の自由が保障されない)、という理由で反対する声明を出しました。この声明を境にして大学からの応募件数がほぼ半減してしまいました。この事実により政府は非常な危機感を抱き、もう学術会議を解体するしかない、と考えたのです。しかし、学術会議

解体を突然言いだしても大きな反発を招くので、手の混んだ策略、学術会議会員6人の任命拒否をまず行ったのです。この任命拒否によって世論の批判は高まったのですが、自民党の世耕弘成氏などは、「学術会議会員の選出を仲間内だけで決めていることこそ不正だ」と会員選出方法を問題にし、学術会議法そのものを「改正」する流れをつくることができたのです。つまり、もともと学術会議の解体が狙いだったわけで、そういう流れに持っていくために、任命拒否問題をわざと引き起こしたというのが真実だと思います。

学術会議の会員選考の方法はいろいろと変遷があったのですが、05年から23年までは「コ・オペレーション」といって、現会員が次期の会員候補者を推薦する方式だったのです。先ほどお話ししたように、世耕氏などはこの方式を不正だと主張し、これを受けて自民党は22年に学術会議法改正案を策定しました。23年に自民党はこの法案の国会提出を一旦断念しましたが、それ以降も自公政権は学術会議を解体することを追求してきて、そのための法案を完成させ、今国会に提出したわけです。

一貫して軍事研究に 反対した学術会議

Q なぜ政府・自民党は学術会議を敵視し、解体しようとしているのでしょうか。

それは学術会議が一貫して軍学共同を批判し反対しているためです。学術会議は

1949年の設立時に「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明」、翌50年には「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明(声明)」、さらに67年には物理学学会が米陸軍から資金をもらっていたことが明らかに、この時に「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を出しています。それから最近では、先ほど述べたように17年に「軍事的安全保障に関する研究」を発表しています。政府・自民党は軍学共同を進めたいのだけれども、このように学術会議がいつも批判・反対しているため、「もう学術会議を解体するしかない」という判断に至ったと思われます。

軍事研究の推進は 科学の目的に反する

Q 学術会議は、軍事研究にどのような理由で警鐘を鳴らしたのでしょうか。

一つは、軍事研究は、突き詰めれば人の殺傷や国土の破壊をいかに効率的に確実に、しかも安く行うことを目的とするものである、これらのことは科学の本来の目的である「人類の福祉向上」ということの対極に位置するものです。もう一つは、軍事研究だと得られた結果は必然的に秘密になります。これも、科学研究により得られた成果を、人類福祉向上のために用いることを妨げることになりま

独立性、自律性を 徹底して損なう法案

Q 学術会議は、今回の法案はナショナルアカデミーの5要件を満たしていないと主張していますが、どのようなことでしょうか。

ナショナルアカデミーの5要件というのは、①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与(政府からの諮問を受け、政府に対して勧告、政府に資料提出を求めることのできる、公的な権限)、③国から

らの財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立(学術の独立性)、⑤会員選考における自主性・独立性というものです。

そういうものが必須の要件なんです。ところが政府の今回の案も今回の案も、これらの要件が全く満たされていません。例えば、会員の選定に

関しては、学術会議の会員外メンバーから構成される選定助言委員会が、会員候補者選定委員会に意見を述べることで、26条に規定されている。また総理大臣が任命する会員以外の監事というものも設けて、その監事が学術会議の活動について監査する。それから内閣府の中に学術会議評価委員会を置いて学術会議の活動について評価する。さらに、会員外から運営助言委員というものを選出し、学術会議の運営に関して会長に意見を述べる。また、現行法には全くない、会員の秘密保持規定、解任規程、罰則もできました。

この前の国会審議では特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員を解任できることも明らかにしました。

要するに法人化法案は、学術会議外部の意向が強く反映される仕組みとなっています。このように学術会議法人化法には、学術会議を政府の意向に縛り付ける仕組みが多数設けられています。したがって、この法のもとでは、学術会議の独立性、自律性が全くなくなります。

世論が確実に変化

Q 法案に関する国民の反応、主

【2面に続く】